

令和7年産「ひめの凜」認定栽培者応募要領

1 応募期間

令和6年11月28日（木）から
令和7年1月29日（水）まで

2 応募対象者

早期の良食味生産技術の定着並びにブランド確立を推進するため、令和7年産「ひめの凜」の栽培者は、「ひめの凜栽培者認定制度実施要綱」（以下「実施要綱」といいます。）に定める認定栽培者の要件に従って栽培を行おうとする県内の方とします。

【認定栽培者の要件】

認定を受けようとする場合は次の要件を満たす必要があります。

- 令和7年産「ひめの凜」の作付予定面積が次のいずれかを満たしていること
 - ・農業者等の作付予定面積が1 ha 以上であること。
 - ・地域的なつながりのある3戸以上の農業者等からなるグループであって、農業者等それぞれの作付予定面積が25a 以上であること。
 - ・グループの代表者がJAである場合は、作付予定面積を平均25 a 以上とする。ただし、1戸当たりの下限面積は10 a 以上とする。
 - 原則6月22日までに移植を実施すること。ただし、登熟時期の気温の低下が大きい、標高100m以上の地域は原則6月15日までに移植を実施すること。
 - いもち病等に対する基幹防除を徹底すること。
 - 自家採種は行わないこと。認定栽培者でないものに種苗の譲渡を有償・無償に関わらず行わないこと。
 - 「ひめの凜」の出荷調整は1.85mm以上の篩目を使用すること。
 - 「ひめの凜」栽培マニュアル、「ひめの凜」プレミアムクオリティ基準」「ひめの凜」集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン」等を遵守し、適正な栽培管理と出荷・販売に努めること。
 - 県が開催する研修会等には原則参加すること。
- ※その他の認定栽培者の要件は、改正予定のため別途送付します。

認定の対象となる生産者は、農業者、農業生産法人及び営農集団です。農業者等でグループをつくって、作付予定面積をまとめて応募することもできます。

3 応募方法

応募される方は、実施要綱第8条第2項に定める「ひめの凜」栽培者認定申請書を応募期間内に最寄りのJAや県地方局農業振興課、各支局地域農業育成室、各地域農業指導班に提出してください。

※なお、実施要綱については改正予定のため別途送付します。

4 書類の入手先

最寄りのJA

愛媛県各地方局（東予、中予、南予）の農業振興課

各支局（今治支局、八幡浜支局）の地域農業育成室

各地域農業指導班（四国中央農業指導班、しまなみ農業指導班、

久万高原農業指導班、伊予農業指導班、大洲農業指導班、

西予農業指導班、鬼北農業指導班、愛南農業指導班）

5 選定結果の通知

令和7年2月中旬頃に応募者または、グループで応募された場合はグループの代表者に選定結果を通知します。

6 「ひめの凜」種子の購入先

応募の結果、令和7年産「ひめの凜」の栽培者に選定された方の種子は、最寄りのJAを通じて販売する予定（販売時期は4月以降）ですので、応募の際は、JAにご相談いただくことをお勧めします。

なお、販売する種子は10アール当たり3.5kg程度を予定しており、価格は、他の一般的な種子価格と同程度となる見込みです。

【問合せ先】

県庁農産園芸課米麦係 松山市一番町4丁目4番地2（電話089-912-2568）

東予地方局農業振興課 西条市丹原町池田1611（電話0898-68-7322）

中予地方局農業振興課 松山市北持田町132番地（電話089-909-8761）

南予地方局農業振興課 宇和島市天神町7番1号（電話0895-28-6145）

※「ひめの凜」の栽培を希望する方は、毎年認定を受ける必要があります。

※認定栽培者の審査については、県のマニュアルに沿った栽培が行われていることを前提としつつ

○申請書のとおり栽培・出荷が実施されているか

○県が開催する研修会等へ参加しているか

等についても、選定の参考にすることとします。